

広島県教育委員会訓令第5号

県立学校

広島県立学校職員の人事評価に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年七月三十日

広島県教育委員会

教育長 平川 理 恵

広島県立学校職員の人事評価に関する訓令の一部を改正する訓令

広島県立学校職員の人事評価に関する訓令（平成二十八年広島県教育委員会訓令第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>別記様式第1号（第8条関係）</p> <p>能力評価書 定期・特別 <u>広島県教育委員会教育長</u> <u>一次評価者</u> <u>二次評価者</u></p> <p>(略)</p>	<p>別記様式第1号（第8条関係）</p> <p>能力評価書 定期・特別 <u>広島県教育委員会教育長</u> 印 <u>一次評価者</u> 印 <u>二次評価者</u> 印</p> <p>(略)</p>

附 則

この教育委員会訓令は、令和三年八月一日から施行する。